

地層処分事業に係る社会的側面に関する研究支援事業Ⅲ
評価方針

1. 目的

地層処分事業に係る社会的側面に関する研究支援事業Ⅲにおいて応募のあった研究計画に対し、公正な運営のため、適正な評価を行う。

2. 評価体制等

2.1. 評価体制

応募のあった研究計画に対し、厳正な評価を実施するため、地層処分事業に係る社会的側面に関する研究支援事業Ⅲ運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。評価者は、運営委員会の委員が担う。運営委員会委員長は、学識経験者をオブザーバーとして評価体制に追加することができる。

2.2. 評価者の責務

評価者は、評価に当たり、評価対象を正しく理解することに努めた上で、公正で厳正な評価を行うべきことを常に認識し、研究実施に伴う研究者の責任を厳しく問う姿勢を持つとともに、地層処分事業に係る社会的側面に関する研究の継続と発展及び研究支援の円滑な推進に資するものとする。

2.3. 被評価者の責務

被評価者は、意欲的な研究課題等に積極的に挑戦すること、研究の成果を挙げること、また、この事業が電気料金を原資とした拠出金を基に実施されることに鑑み、研究の成果が最終的には社会に還元されるよう図ることなど、その責任を十分に自覚する。

また、研究活動の一環として評価を受けることの重要性を十分に認識し、自らの係わる研究活動について評価者の正しい理解が得られるように、十分かつ正確に説明又は情報提供をする等、積極的に評価に協力する。

3. 評価方法の周知等

3.1. 評価方法の周知

評価において公正性、透明性を確保し、実効性のある評価を実施するために、運営委員会で決定した評価方法について、被評価者である研究代表者等に周知する。

3.2. 被評価者への評価結果の通知

評価実施後、被評価者である研究代表者に評価結果を通知する。

4. 研究の採択時における評価の実施方法

評価は研究計画書及び研究経費内訳書に基づき、原則として書面により行う。採択を判断するための評価の項目は、次のとおりとする。

- ① 研究課題の重要性
- ② 研究目的及び研究計画の妥当性
- ③ 研究遂行能力の適切性
- ④ 研究経費の妥当性

留意事項として、以下のとおりとする。

- ・ 「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱い
 - 人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究計画については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなるため、審査の評価項目として考慮する必要はない。
- ・ 「研究費の応募・受入等の状況」欄の取扱い
 - 他の研究課題の応募・受入等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。審査において付す総合評点には考慮しない。

なお、研究者に対してヒアリングを実施する場合は、①～④の評価項目の他、研究に対する研究の背景、目的、構想、研究体制、展望等についても必要に応じて説明を求めるものとする。

以上